

職場の過労死不安と予防対策の調査票

この調査票は、働くものの過労死不安について、あなたが働いている職場の現状を点検し、予防対策を確立する目的のために、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（略称：いのちと健康全国センター）」の責任で作成しました。作成には、産業保健の専門家などが参加し、労働組合などの協力を得ています。

この職場予防調査は、全国センターが労働組合と共同して、初めて全国規模で本格的に職場の健康問題を体系だてて行なうものです。職場で過労死・過労自殺をなくし、いのちと健康をまもるために職場での予防活動に生かしてゆく調査です。

この調査票に記入する対象「職場」は「事業所」になっていますが、「事業所」全体の規模が大きかったり、全体の状況が把握できない場合もありますので、できるかぎりあなたの所属する安全衛生委員会が管轄する「事業所」に限定して回答下さい。国や地方公共団体の場合も同様です。ただし、中小企業（おおむね 50 人未満）や自営業で働いておられる場合は、全体対象に記入いただくようお願いします。

記入に当たっては、できるだけ職場の仲間や労働組合、職場の安全衛生担当者などと相談しながら記入して下さい。また、正確な数字などわからない場合は、およその数字でも結構です。

回答は、調査票に直接記入し、担当者にお渡しください。担当者は、各産別の労働組合や地方組織の調査集約担当者へお送りいただき、全国センターへ集中して下さい。個別に調査票を記入された方は、全国センターへ直接、郵送か F A X でお送りください。

調査票の質問・疑問、意見などは、全国センターへメールか F A X でお問い合わせ下さい。調査結果は、集約した調査票を 9 月～11 月にかけて入力し、共同して分析・検討します。その内容を協力いただいた産別労働組合に職場での予防活動に活用してもらうためにお返しします。また、「過労死・過労自殺研究集会」（11 月 23 日・全労連会館 2 F ホール）でも報告し、全国センターのホームページなどで公表します。

産別の労働組合で 20 以上調査票を提出された場合は、全体のまとめと合わせて、産別の特徴をまとめたものをつくります。調査にご協力いただいた産別組合には産別のデータを職場の予防活動に役立てるために提供します。そのためにデータ入力、分析・検討、財政措置など一定ご協力いただくことを考えています。

調査票の内容について問い合わせの必要もありますので、職場、住所・連絡先と担当者名を記入ください。

調査票に記入された事項については、秘密を守り、この調査以外の目的に用いることは絶対にありません。

<連絡先>働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 6F
TEL 03-5842-5601 FAX 03-5842-5602
e-mail info@inoken.gr.jp 担当事務局 佐々木昭三

取り扱い 労働組合		都道 府県	
職場名			
連絡先 〒 ()	() 県・府・都・道 () 市・郡・区 () 町 ()		
記入者名		TEL	
FAX		e-mail	

A. はじめにあなたの職場についてお聞きします。

1. あなたの勤務する会社全体の従業員数はどれぐらいですか。(○をつける)
 (1)1000人以上 (2)500-999人 (3)300-499人 (4)100-299人
 (5)50-99人 (6)30-49人 (7)10-29人 (8)5-10人 (9)4人未満

2. あなたの職場の産業はどれですか。下記の中から当てはまるものをひとつだけ選んでください。(1つ○をつける)
 (1)建設 (2)製造 (3)金融・保険・証券 (4)運輸 (5)放送・情報・通信
 (6)コンピューター関連 (7)新聞・出版・印刷 (8)広告・不動産 (9)卸・小売
 (10)国家公務 (11)地方公務 (12)教育 (13)医療 (14)福祉 (15)自営
 (16)農林漁業 (17)その他()

3. この調査でのあなたの「職場」の主な業務の内容(職種)はどれですか。ひとつ選んで下さい。(○をつける)(職種が複数の場合、職種の後に割合を記入下さい)
 (1)事務 (2)専門技術 (3)営業・販売 (4)製造・加工 (5)運転業務
 (6)VDT作業 (7)ソフトウェア・システム開発(SE) (8)編集・企画
 (9)教育・研究 (10)サービス (11)その他()

4. この調査であなたの「職場」の正規職員数はどれぐらいですか。
 また、男女の割合はどれぐらいですか。(数字を記入する)
 1)全体の人数 およそ []人くらい
 2)男女比 男:女 []:[]、
 3)正規職員と非正規職員の割合は 正規:非正規 []:[]、

5. 上記の正規職員以外に、あなたの職場には、どのような方が働いていますか。該当する方がいればその項目すべてに○をつけて下さい。

1) 常勤者

- (1)派遣会社員 (2)契約社員 (3)他会社からの出向者 (4)定年退職者の嘱託
(5)パート・アルバイト・臨時 (6)請負業者社員 (7)その他

2) 非常勤者

- (1)派遣会社員 (2)契約社員 (3)他会社からの出向者 (4)定年退職者の嘱託
(5)パート・アルバイト・臨時 (6)請負業者社員 (7)その他

6. あなたの職場（事業場）に労働組合はありますか。（○をつける）

ある場合、組合員数は何人くらいですか。（複数の組合がある場合はあなたが所属する組合を記入し、他の労組の人数も分かれば概数を記入して下さい）

- (1)ある 組合数（ ）、組合員数 約（ ）名、他労組 約（ ）名
(2)ない

B. 職場の現状についてお聞きします。

1. あなたの職場（事業場）での働く人のこの1年くらいの増減はどうですか。雇用形態別にお答えください。（○をつける）

1) 正規職員の場合

- (1)大変減った (2)やや減った (3)変わらず (4)やや増えた (5)大変増えた

2) 非正規職員以外の常勤者

- (1)大変減った (2)やや減った (3)変わらず (4)やや増えた (5)大変増えた

3) 非常勤者（非正規）

- (1)大変減った (2)やや減った (3)変わらず (4)やや増えた (5)大変増えた

2. 職場で働く人の入れ替わりはどうですか。（○をつける）

- 1)若い人の数は、 (1)減った (2)変わらず (3)増えた
2)中高年者の数は、 (1)減った (2)変わらず (3)増えた
3)女性の数は、 (1)減った (2)変わらず (3)増えた

3. 残業時間（時間外労働）の状況はどうですか。

a. 36協定対象の正規職員の場合

1)労働組合との間で36協定は締結されていますか。（○をつける）

- (1)締結している (2)締結していない (3)わからない

2) (36協定がある場合) 1カ月と1年の残業時間の上限は何時間になっていますか。(数字を記入)

(1) 1日 時間 (2) 1ヶ月 時間 (3) 1年 時間

3) (36協定がある場合) 協定の残業時間は守られていますか。(○をつける)

(1) 厳守されている。 (2) 大体守られている。
(3) あまり守られていない (4) ほとんど守られていない

4) すべての残業を含めて、一番多い人で、どれくらいの残業時間ですか。(数字を記入)

(1) 1日あたりおよそ 時間 くらい
(2) 1週あたりおよそ 時間 くらい
(3) 1カ月あたりおよそ 時間 くらい

5) いわゆるサービス残業(手当が支払われない残業)がありますか。(○をつける)

(1) ほとんどがしている (2) 半数以上はしている (3) 半数以下がしている
(4) 少数だけがしている (5) していない

6) 上記のサービス残業以外に、フロッピーや書類などの自宅持ち帰り残業がありますか。(○をつける)

(1) ほとんどがしている (2) 半数以上はしている (3) 半数以下がしている
(4) 少数だけがしている (5) していない

7) 上記の5)及び6)のサービス残業を含めると、一番多い人で、どれくらい残業をしていることになりますか。

(1) 1日あたりおよそ 時間 くらい
(2) 1週あたりおよそ 時間 くらい
(3) 1カ月あたりおよそ 時間 くらい

b. 管理職・教員・研究者など(以下管理職等)の場合

1) 1カ月の残業時間の上限が決まっていますか。(○をつける)

(1) 決まっている (2) とくに決まっていない (3) わからない

2) 管理職等の各人の月残業時間を会社が把握していますか。(○をつける)

(1) 把握している (2) 把握していない (3) わからない

3) 管理職等の場合、管理職手当のほかに残業代が支給されていますか。

(○をつける)

(1) 全額支給されている (2) 一部支給されている (3) 支給されていない
(4) わからない

4)管理職等のなかで、自宅持ち帰り残業や休日などのボランティア出勤などを行っている人はいますか。(○をつける)

- (1)ほとんどがしている (2)半数以上はしている (3)半数以下だがしている
(4)少数だがしている (5)していない (6)わからない

5)管理職等のうち、一番多い人で、どれくらい残業をしていると思いますか。
(数字を記入)

- (1)1日あたりおおよそ 時間 くらい
(2)1週あたりおおよそ 時間 くらい
(3)1カ月あたりおおよそ 時間 くらい

4. 裁量労働の状況はどうなっていますか。

1)裁量労働とは、労働時間の長短にかかわらず、一定時間働いたとみなして賃金が支払われる制度です。あなたの職場には、これに該当する労働者がいますか。
(○をつける)

- (1)いる (2)いない (3)わからない

2) (上記で (1) の回答の場合) その仕事の内容は下記のどれにあたりますか。
該当するものをすべて選んでください。(○をつける)

- (1)新商品・新技術の研究開発 (2)情報処理システムの分析・設計
(3)記事の取材・編集 (4)デザイナー (5)プロデューサー・ディレクター
(6)一級建築士、不動産鑑定士、コピーライター、税理士、公認会計士、弁護士
(7)経営状態・経営環境等の調査分析、経営計画策定業務
(8)その他 具体的に ()

3) (上記で (1) の回答の場合) 裁量労働をしている人の労働時間は、そうでない人と比較してどうですか。(○をつける)

- (1)長時間労働の人が圧倒的に多い (2)どちらかというとも長時間労働の人が多い
(3)どちらかというとも労働時間は短い人が多い
(4)労働時間の短い人が圧倒的に多い (5)どちらともいえない (6)わからない

4) (上記で (1) の回答の場合) 裁量労働をするかしないかは、その人の意志で
選択できるようになっていますか。(○をつける)

- (1)選択できる (2)できない (3)わからない

5. あなたの職場には、労働時間以外に、働く人たちの健康に重大な影響を及ぼしている事柄がありますか。下記の事項の健康への影響の大きさについて意見をおきかせください。(○をつける)

- 1) 夜勤交代制 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし (4)制度がない
2) 仕事での競争 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし (4)ほとんどない
3) 転勤や出張 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし (4)ほとんどない

- 4) 成果(賃金)主義 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 5) 職場の人間関係 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 6) 仕事の責任負担 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 7) 休暇や休日 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 8) 職場の雰囲気 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 9) 会社の経営状態 (1)大変影響大 (2)やや影響 (3)影響なし
- 10) その他、過労死や過労自殺の要因になっていると考えられる問題があれば、具体的に記入ください。()

6. あなたの職場で、「過労死」や「過労自殺」に結びつく要因があるとすれば、下記のどんなことですか。あてはまる項目すべてを選んでください。(○をつける)

- (1)長時間労働や残業が多い (2)サービス労働(ただ働き)が多い
- (3)夜勤や深夜勤が多い (4)休暇や休日が少ない、とれない
- (5)リストラや解雇不安・配転などのストレスが大きい
- (6)ノルマや目標達成のしびりが大きい
- (7)職場の人間関係のストレスやいじめがある
- (8)管理職への仕事のしわよせが極端だ (9)職場の健康管理に問題がある

7. 職場のストレス要因となる内容をお聞きします。あてはまる項目を選んでください。(○をつける)

- 1)経営者・管理者からの職場のノルマ・期待は、
(1)大変大きい (2)大きい (3)普通 (4)少ない (5)大変少ない
- 2)職場での仕事に対する裁量の自由度は
(1)大変大きい (2)大きい (3)普通 (4)少ない (5)大変少ない
- 3)職場において仕事に対する従業員相互の支援・フォローの体制は
(1)大変大きい (2)大きい (3)普通 (4)少ない (5)大変少ない

8. あなたの職場では、仕事での努力やその成果について、妥当な評価をされていると思いますか。あてはまる回答をひとつだけ選んでください。(○をつける)

- (1)十分評価されている (2)どちらかというとされているほうだ
- (3)どちらかというとされていないほうだ (4)まったく評価されていない
- (5)わからない

C. あなたの職場での在職死亡や長期休業(6ヶ月以上)の状況についてお聞きします。

1. この3年間で、管理職も含めて在職死亡した人がいますか。

いる場合、その人の年齢、性別、病名、及び従業員、管理職の別、などわかる範囲で記入ください。(すべての在職中における死亡を記入・○をつける)

- (1)いる (2)いない (3)わからない

(在職死亡者がおられた場合、時期、病名、所属などを記入ください)

No.	時 期	病 名	年 齢	性 別	組 合 員 ・ 管 理 職 の 別

注) 正確な病名が不明な場合は「心臓」などだけでも結構です。「がん」の場合は、判れば「胃がん」など部位もお書きください。わからない場合は「がん」だけで結構です。「事故死」の場合は、「労災」、「交通事故」などの別も記入ください。年齢が不明な場合は「40代前半」、「50代後半」だけでも結構です。

2. 上記の在職死亡者のなかに、職場で「過労死」だと疑われた事例がありますか。

注) 「過労死」とは、働き過ぎが原因と考えられる脳卒中や心臓病をいいます。死亡しない場合も、長時間残業や職場のストレスがきっかけで高血圧や糖尿病が悪化し脳卒中や心臓病を発症して、労災補償の対象になる例があります。

No.	病 名	働き過ぎ（長時間労働、残業やストレスなど）の内容

3. 上記の在職死亡者のなかで、「過労自殺」だと職場で疑われた事例がありますか。

あった場合は、下記の欄にその概要を簡単に記入ください。

注) 「過労自殺」とは、「過労死」と同様に、長時間労働などの働き過ぎが原因でうつ病などになり「自殺」にいたることをいいます。職場の人間関係やいじめ、仕事上の出来事がきっかけで自殺にいたる場合もあります。

No.	過労自殺した職場の原因（長時間労働、人間関係、ストレス、いじめなど）

4. 在職死亡以外に、幸いにして命をとりとめた場合でも、働き過ぎが原因で長期休業が必要な病気になった「過労」事例がありますか。下の欄にその概要を記入ください。
(管理職も含めて、その方の年齢、性別、病名、職種、仕事の内容、原因となった働き過ぎの概要を記入ください。過去3年間に限ります)

No.	病名	年齢	職種	仕事の内容	働き過ぎの概要

5. 前記の「過労死」や「過労自殺」と疑われる事例について、職場でなんらかの対応をしたケースがありますか。下記に該当する項目をいくつでも選んでください。(○をつける)

- (1)とくになし。 (2)会社が業務実態の調査をした。
(3)労働組合が業務実態の調査をした。
(4)職場の同僚や仲間が業務実態の調査をした。
(5)会社が遺族との話し合いをした。 (6)労働組合が遺族との話し合いをした。
(7)職場の同僚や仲間が遺族との話し合いをした。 (8)わからない。

6. あなたの職場での「過労死」や「過労自殺」の労災(公務災害)申請についておききます。

- 1)過去に「過労死」や「過労自殺」で労災(公務災害)補償の申請をした例がありますか。(○をつける)

- (1)あった (2)なかった (3)わからない

- 2)(あった場合)申請に対して、管理者(経営者)や労働組合どのように対応しましたか。(○をつける)

- (1)管理者(経営者)、労働組合とも積極的に協力した。
(2)管理者(経営者)は協力的だったが、労働組合は非協力だった。
(3)労働組合は協力的だったが、管理者(経営者)は非協力だった。
(4)管理者(経営者)、労働組合とも非協力だった。
(5)わからない。

- 3)(あった場合)申請に対して、同僚や当該職場のなかまの対応はどうでしたか。(○をつける)

- (1)同情的で、認定にも積極的に協力した。

- (2) 同情的だったが、認定に協力する人は少なかった。
- (3) 申請自体に批判的だった。 (4) 無関心だった。 (5) わからない。

7. あなたの職場では、「過労死」や「過労自殺」が出るおそれがあると思いますか。

(○をつける)

- (1) ないと思う (2) 従業員にはないが、管理職にはある
- (3) 従業員にはあるが、管理職にはない。 (4) 従業員、管理職ともある
- (5) わからない

D. あなたの職場の安全衛生・健康管理の体制についてお聞きします。(○をつける)

1. 事業所に産業医はいますか。

- (1) 常勤の産業医がいる (2) 非常勤の産業医がいる
- (3) 産業医はいない (4) わからない

2. 前問で(1)(2)と回答した場合、産業医は職場の健康管理への熱意はどうですか。

- (1) 大変熱意がある (2) どちらかという熱意がある
- (3) どちらかという熱意がない (4) まったく熱意がない (5) わからない

3. 職場に健康管理担当の保健師、または看護師はいますか。

- (1) 常勤でいる (2) 非常勤でいる (3) いない (4) わからない

4. 職場に臨床心理士かカウンセラーはいますか。

- (1) 常勤でいる (2) 非常勤でいる (3) いない (4) わからない

5. 健康管理の事務担当者は「衛生管理者」の資格をもっていますか。

- (1) もっている (2) もっていない (3) わからない
- (4) 事務担当者が明確になっていない

6. 50人未満の事業者の場合、安全衛生の体制がありますか。

- (1) 安全衛生推進者がいる (2) 行政区単位の安全衛生体制がある (3) 何もない

7. 職場の安全衛生委員会についてお聞きします。

1) 職場の安全衛生委員会は設置されていますか。

- (1) されている (2) されていない (3) わからない

2) 安全衛生委員会には労働組合の代表者は入っていますか。

- (1) 入っている (2) 入っていない (3) 労働者の代表は入っている

3)安全衛生委員会は開催の頻度はどれくらいですか。

- (1)毎月定期的で開催されている
- (2)年間に数回以上定期的で開催されている
- (3)年に1、2回開催されている
- (4)ほとんど開催されていない
- (5)名前だけで開催されていない
- (6)わからない

8. 産業医の職場巡視はおこなわれていますか。

- (1)定期的におこなわれている。年（ 回）
- (2)時々されている (3)されていない (4)わからない

9. 安全衛生委員会による安全パトロールはおこなわれていますか。

- (1)定期的におこなわれている。年（ 回）
- (2)時々されている (3)されていない (4)わからない

E. 職場の健康診断についてお聞きします。(○をつける)

1. 職場で定期健康診断は実施されていますか。

- (1)毎年実施されている (2)毎年ではないが実施されている
- (3)実施されていない (4)わからない

2. 夜勤、有害業務、危険物、VDT作業など特殊健診は実施されていますか。

- (1)毎年実施されている (2)毎年ではないが実施されている
- (3)実施されていない (4)わからない

3. 前問1、2で(1)(2)の回答の場合、

1)健康診断の個人結果通知はどれくらいの期間で知らされていますか。

- (1)だいたい1カ月以内には知らされている
- (2)結果が知らされるのに2カ月以上かかっている
- (3)結果通知がこない。聞かないと教えてくれない

2)健康診断結果について、産業医や保健師らから結果説明や保健指導を受けていますか。

- (1)直接の説明や指導は、受診者全員が受けている
- (2)直接の説明や指導は、異常のあった人だけが受けている
- (3)文書による通知のなかに指導事項が書かれているのみ
- (4)結果説明や保健指導はない

F. 過労死の職場での予防対策についてお聞きします。

1. 厚生労働省から「過労死防止のための過重労働」対策や「サービス残業」をなくす指針が出されています。あなたの職場では、これらの方針にもとづいてなんらかの対応がされていますか。(該当する項目のすべてに○印をつけてください)

- (1) 一日単位の残業時間を減らすよういわれている
- (2) 週単位の残業時間を減らすよういわれている
- (3) 月単位の残業時間を減らすよういわれている
- (4) サービス残業はしないよう言われている
- (5) 自宅持ち帰りの残業をしないよういわれている
- (6) 休日に仕事のスケジュールを入れないようにいわれている
- (7) 月 80 時間以上の残業者には臨時健康診断と保健指導がおこなわれている
- (8) 厚生労働省の方針が職場に周知されていない
- (9) そういう「指針」があるの知らない

2. あなたの職場では残業を減らす対策がとられていると思いますか。(○をつける)

- (1) 労使とも協力して対策をおこなっている
- (2) 労働組合は要求しているが、管理者（経営者）は放置している
- (3) 労使ともなんの対応もしていない
- (4) もともとサービス残業や持ち帰り残業がない職場である
- (5) わからない

3. ノー残業デーの制度がありますか。(○をつける)

- (1) ある。従業員、管理職とも指定された日の残業はしないようにしている。
- (2) ある。従業員は指定された日の残業はしないようにしている。
- (3) ある。しかし、実態はいつもと同じである。
- (4) ない。

G. 職場のメンタルヘルス対策についてお聞きします。(○をつける)

1. あなたの職場では、なんらかのメンタルヘルス対策がとられていますか。(該当する項目すべてを選んでください)

- (1) 長時間労働や過重ノルマなど職場のストレス対策
- (2) 管理職の部下への対応などのストレス対応策
- (3) 労働者の心の健康の変化をチェック
- (4) うつ病など精神疾患になった人への専門家のカウンセリング
- (5) 精神疾患の長期休業者の職場復帰対応。
- (6) その他 () (7) とくになし

2. あなたの職場では、どんなメンタルヘルス対策が優先される必要があると思いますか。(下記の項目について2つ選んで下さい)

- (1)長時間労働や過重ノルマなど職場のストレス対策
- (2)管理職の部下への対応などのストレス対応策。
- (3)労働者の心の健康の変化をチェック
- (4)うつ病など精神疾患になった人への専門家のカウンセリング
- (5)精神疾患の長期休業者の職場復帰対応
- (6)その他 ()

H. 職場の健康管理対策について、国の施策との関わりでお聞きします。(○をつける)

1. 職場で喫煙対策をしていますか。(下記の項目で該当するものにすべて○印をしてください)

- (1)職場内に喫煙コーナーを指定し、分煙対策をしている。
- (2)職場内にタバコの煙が入らないような喫煙場所を設置している。
- (3)職場内は全面禁煙にしている。
- (4)禁煙を希望する人には、医師や保健師など専門家の援助が受けられる。
- (5)とくに対策はしていない。 (6)わからない。

2. あなたの職場には、生活習慣病予防のため、運動や食事、高血圧、糖尿病、高脂血症など、医師や保健師など専門家による特別な改善指導の場が用意されていますか。

- (1)なんらかのメニューが用意され、充実している。
- (2)いくつかのメニューがあるが、利用しづらい。
- (3)いくつかのメニューがあるが、指名された人しか参加できない。
- (4)あるかないかわからない。 (5)とくにない。

3. あなたの職場では国民の健康づくり運動として「健康日本21」を国が推奨していることが話題となっていますか。

- (1)話題になっており、職場でも進められている。
- (2)話題になっているが、市町村など地域での運動だ。 (3)話題になってない。

4. 一昨年に「健康増進法」という法律が成立し、昨年4月から施行されていることが職場で知られていますか。

- (1)知られている。大変有意義な法律だ。
- (2)知られているが、あまり意義は感じない。
- (3)知られているが、関心はない。 (4)知られていない。

調査へのご協力ありがとうございました。

記入された事項については、秘密を守り、調査以外の目的に用いることは絶対にありません。